

ネーミングライツパートナー募集に関する質問・回答

対象施設:周南市陸上競技場

2025.6.27 18時更新

NO	回答日	項目名	質問の内容	市回答
1	6月19日	契約の更新について	5年契約ということですが、6年目は再度公募がかかるのでしょうか？ それとも企業側が更新されればその後も継続となるのでしょうか？	企業がネーミングライツパートナーとして、6年目以降も契約更新をされる場合は、契約条件を変更せず、さらに5年間契約を継続することができます。
2	6月20日	命名権料について	命名権料について、例として200万で決定した場合は年/200万とし、5年総額1,000万の解釈でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 様式1「申込書」には1年あたりの額(税抜)をご記入ください。
3	6月20日	納付時期について	契約合意後の契約料の納付時期「スケジュール」を教えてください。	命名権料の納付方法については、基本的には年度ごとに1年分をお支払いいただきますが、提案により5年分を一括払いすることも可能です。納付方法や、納付期日については市と優先交渉権者が契約締結前に協議をし、決定いたします。
4	6月20日	応募方法について	入札はオークション方式(入札状況について追加入札可?)でしょうか？表現が難しいのですが1発勝負(1度きりの入札)でしょうか？	応募につきましては、ご提出いただいた書類をもとに、内容について「応募者の安定性、適格性」「愛称の内容」「提案金額」の視点から審査を行いますので、オークション方式(入札状況について追加入札を実施)ではありません。

ネーミングライツパートナー募集に関する質問・回答

対象施設:周南市陸上競技場

2025.6.27 18時更新

NO	回答日	項目名	質問の内容	市回答
5	6月24日	稼働実績と実施イベントについて	周南市陸上競技場の過去(リニューアル工事前)の稼働実績と実施イベントをお聞きしたいです	リニューアル工事前の令和5年度は年間38,558人の利用があり、全市民を対象としたしゅうなんスポーツフェスタ2023のほか、中国高等学校サッカー新人大会山口県予選会等のサッカーの大会やペタンク・グラウンドゴルフ親睦大会等が開催されています。
6	6月24日	来客数とリニューアル後開催予定の競技・イベントについて	<p>以下について情報をいただきたくよろしくお願いします。</p> <p>1. 同競技場の来客数について 【直近の実績】 男女別・年齢層別・県内/県外別 【リニューアル後の来客数見込み】 男女別・年齢層別・県内/県外別</p> <p>2. リニューアル後開催予定の競技・イベントの明細</p>	<p>1. 競技場の来客数について 改修前の令和5年度に年間38,558人の利用がありました。なお、「男女別・年齢層別・県内/県外別」での集計は行っておりません。 また、開催される大会によって利用者数が左右されることもあり、現時点でリニューアル後の見込みの数字は持っておりません。</p> <p>2. リニューアル後開催予定の競技・イベントについて リニューアル後は以下のような競技での使用を想定しています。なお、具体的な大会等は毎年明けに決定されます。 ・陸上競技:小学生からマスターズ、実業団、また障害者の大会等も含め、中国大会レベルの大会も開催予定 ・サッカー:県内外の高校生の大会、県内の壮年の大会、県体等 ・ラグビー:県内外の小中学生の大会、40歳以上の交流大会(県外チーム多数) ・その他 各種屋外競技(グラウンドゴルフ、ペタンク、レクリエーション等)</p>

ネーミングライツパートナー募集に関する質問・回答

対象施設:周南市陸上競技場

2025.6.27 18時更新

NO	回答日	項目名	質問の内容	市回答
7	6月27日	提出書類(⑥法人登記記載事項全部証明書)について	弊社の役員に関する事項の一部に変更があり、今から変更登記をする見込み。登記手続き等に要する期間を考えると、提出期限に間に合わない。どうすればよいか？	<p>当該証明書については、法人格を有することの確認及び様式2「誓約書」の役員名簿に記載された内容の確認のためにご提出をお願いしております。</p> <p>最新の証明書をご提出頂くことが一番望ましい形ではありますが、手続きにかかる期間を考慮すると、かなり厳しい状況であることは承知しました。</p> <p>つきましては、現時点での証明書に加えて、変更内容のわかるもの(登記の変更申請手続きの書類等)をご提出ください。</p>
8	6月27日	提出書類(⑧国税及び地方税の滞納がない旨の証明)について	近日中に令和6年度の確定申告を予定しており、証明の発行が2週間程度後になる見込みのため、ネーミングライツの締め切りまでに証明書の提出が間に合わない可能性がある。前年度分の納税証明書の提出で良いか？	<p>提出をお願いしている書類は下記3種類となります。</p> <p>①国税について 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/01-4.pdf に記載の『納税証明書「その3の3」「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと(法人用)』</p> <p>②県民税について 「山口県税(全税目)に滞納がないことの証明」</p> <p>③市民税について 本市で発行する「滞納の無いことの証明書」をお願いします。 (本市に事業所がない場合は、本店所在地の自治体にて発行する証明書)</p> <p>お問い合わせのケースでは、法人税等の納付期限は今月末までですので、納付期限までは申告書提出の有無にかかわらず、即日証明書発行は可能と思われます。</p>